

二 事業主側

名 称 極東ペーパー製造所

工場 主 営業部

資本金 千五百円

事業系統 ナシ

使用労働者 男九女二（計一一人）

三、労働者側

争議參加労働者 約七八名

労使労働組合ナシ

争議参加者中組合加盟者 ナシ

四、争議責任一時 昭和六年八月十三日

1. 争議發生原因

工場主へ全従業員ニ對し事業不振、爲メ経営困難、理由ナシ

六、要求事項並其状況

（1）八月一日工場主ヨリ毎給四割ノ値下シ従業シタルニ對シ十二日全従業員、名ニ於ニ賃金値下取消ノ要領ニ厚シタルニ對シ十三日午前十時工場主ヨリ全従業員ニ對シ値下又ハ終業免ノ要領何レカ、方法ニ採ラサレハ工場閉鎖ノ外ナレト田舎シタ

ルヲ以テ職工等ハ價機シ直チニ罷業シ決行マリ

（2）十四日前九時職工全部ハ工場主室ノ訪問シ工場主方ニ陸ニ於テ会見シ

1. 職工側一擧三益ニ職工三名ニ解雇スルニト

2. 現在の従業員ハ極東一賃金ニテ使用スルニト

3. 三名（解雇手當各一百円）支給セラ